第 13 回新宿子育てメッセ出展規約

1　出展申込

1.1 出展資格

本メッセへの出展を希望する団体等（以下、「出展団体等」という。）は、次の要件を満たす必要があります。

(1) 新宿子育てメッセ実行委員会に属していること。

(2) 出展説明会に出席すること。

(3) 本メッセを円滑に運営するため、原則実行委員会の会議に出席し、実行委員会で決定した役割を担うこと。

1.2 申込方法

出展申込は、説明会に参加したうえで、以下の 2 通りにより行ってください。

(1) 出展申込書に必要事項を記入し、新宿子育てメッセ実行委員会事務局あてに提出

(2) 電子申請による申込（PC またはスマートフォンから申請）

2　承認通知をもって、出展が確定となります。

3　出展申込内容に著しい瑕疵がある場合、または出展内容が本メッセの開催主旨にそぐわないと新宿子育てメッセ実行委員会及び新宿区（以下、「主催者」という。）が判断した場合、出展をお断りさせていただく場合があります。

4　出展申込期日

（出展申込開始日）令和 5 年 2 月 16 日（木）

（出展申込締切日）令和 5 年 3 月 3 日（金）

1.3 申込後のキャンセル

出展承認後のキャンセルは、主催者がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、原則として認められません。

1.4 出展の取消

主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、出展を取消しすることができるものとします。

(1) 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

(2) 特定の政治的思想や宗教的思想を強要するような行為またはそのような行為を行う団体と

の関係をもっていることが判明したとき。

(3) 他の出展団体等の出展を阻害する、または主催者及び関係機関の業務を妨害する行為が判明したとき。

2　出展ブース

2.1 出展ブースの決定

イベント全体の調整、出展内容、申込日時等の要因を踏まえ、実行委員会が決定します。

なお、調整の結果、申込書とは別のブースを提示する場合があります。

2.2 出展場所の転貸禁止

出展場所が決定した後、主催者の許可なく他の出展団体等へ譲渡、または貸与することを禁止します。

2.3 出展規定

出展方法や会場利用の諸注意等については、「出展マニュアル」を参照してください。

2　ブース内又は本メッセ会場内での配布物や情報提供は、出展者に関するものに限ります。ただし、主催者が認めたものである場合は、この限りではありません。

2.4 出展ブースの設営・撤去

出展ブースの設営は、本メッセ開催日の前日となります。また、撤去は開催日当日の終了後となります。

（設営）令和 5 年 6 月 10 日（土）

（撤去）令和 5 年 6 月 11 日（日）

2.5 出展における禁止事項

本メッセは、下記の事項を禁止します。

(1) 営利目的の宣伝、営業活動、契約行為、販売行為、政治的活動及び宗教的活動

(2) 主催者が認めた場合を除き、活動を伴わない物品販売のみの出展

2.6 出展経費

本メッセに出展するに当たり、出展料はかかりません。

2 出展のために必要な経費については、原則出展団体等の負担となります。ただし、イベントに使用する消耗品については、別途申請を行うことで事務局より支給します。

（支給の対象とならないもの）

イベントで使用しない消耗品、物品名鑑上は消耗品ではあるが、その様態が備品の性質をもつ

もの（ホチキス本体やバインダーなど）は支給の対象外です。

3　参加料を別途徴収する出展について、必要な材料費等の実費相当額を基本とし、概ね 500 円以内となるよう設定してください。

4　申請し事務局より支給する消耗品費と、参加者より徴収する参加費については、事務局あてに別途収支予算書と実績報告書を提出してください。

2.7 支給及び貸出物品

本メッセに出展するに当たり、別途申請書に記載の物品を支給・貸出します。事務局あてに別途申請書を提出してください。

3　会場・その他

3.1 会場及び出展物の管理

事故防止のため、会場の管理及び保全について、最善の注意を払ってください。

また、出展者は自身のブース及び搬入した出展物の管理を徹底し、盗難や事故の防止に努めてください。

3.2 写真・ビデオ撮影

会場内では、下記を除き、写真・動画の撮影は原則禁止とします。また、出展団体等は、下記の撮影については承認したものとみなします。ただし、下記の撮影であっても、来場者が映り込む場合は事前の承諾を得ることとします。

(1) 自身のブース内の撮影

(2) 主催者が許可した場所の撮影

(3) 事務局による、記録のための撮影

2　前項により撮影した写真または動画は、イベント開催の報告のため、HP 及び SNS 等に掲載する場合があります。

3.3 保険

出展団体等の活動により生じた対人、対物補償については、新宿区コミュニティ活動補償制度の適用を受けます。

3.4 損害

主催者は、新宿区コミュニティ活動補償制度の適用対象外となる損失、損害について、賠償の責任を負わず、一切の補償をしないものとします。

3.5 出展物の取扱い

本メッセのために主催者に提出した文書、動画、音声及び画像等のデータは、新宿子育てメッセ実行委員会の活動目的の範囲内において、使用、編集及び複製ができるものとします。

3.6 個人情報等の取扱い

出展者は、個人情報を取扱う場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、出展団体等の責任において適法活適切な管理運営をするものとします。

2　新型コロナウイルス感染症対策のため、来場者から提供を受けた個人情報については、その目的以外に使用せず、出展団体等の責任で管理するものとします。

3　前号の個人情報については、本メッセが終了した翌日から起算して 30 日間保存し、保存期間経過後は速やかに処分することとします。

4　出展申込により提出した連絡先等の個人情報については、出展申込時の同意がある場合に限り、実行委員会で情報共有することを承認します。

5　出展申込により提出した出展者の情報については、出展申込時の同意がある場合に限り、主催者が提供する情報媒体に掲載することを承認します。

3.6 第 13 回新宿子育てメッセの中止

主催者は、主催者の責めに帰さない事情により会場が利用不可となった場合、天災等不可抗力の原因により開催が困難となった場合または新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開催が困難と判断した場合、日程もしくは開催方法の変更、または開催の中止を決定する場合があります。

2　主催者は、前号の規定により生じる損害、費用の増加その他不利益な事態について、一切の責任を負わないものとします。

3.7 出展規約と展示規則の承認

出展申込を行う団体等は、本出展規約及び関連する規約を承認したものとします。

本規約に関するお問合せは、下記実行委員会事務局までお問合せ下さい。

主催　　新宿子育てメッセ実行委員会/新宿区

問合せ先　新宿子育てメッセ実行委員会事務局

（新宿区立子ども総合センター子ども家庭支援課子育て支援係内）

〒160-0022 新宿区新宿七丁目 3 番 29 号

TEL:03-3232-0695　Fax:03-3232-0666

✉:kodomo-kosodateshien@city.shinjuku.lg.jp（メッセ事務局）